

令和6年小牧市議会第1回定例会会議録

① 令和6年3月22日第1回市議会定例会（第6日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 伊藤 皇士郎 | 2 永井 孝典 |
| 3 猪飼 健治 | 4 黒木 明 |
| 5 大上 利幸 | 6 阿部 哲己 |
| 7 余語 智 | 8 佐藤 悟 |
| 9 佐藤 早苗 | 10 山田 美代子 |
| 11 安江 美代子 | 12 谷田貝 将典 |
| 13 諸岡 英実 | 14 河内 光 |
| 15 鈴木 裕士 | 16 石田 知早人 |
| 18 星熊 伸作 | 19 加藤 晶子 |
| 20 小川 真由美 | 21 小沢 国大 |
| 22 木村 哲也 | 23 河内 伸一 |
| 24 小島 倫明 | 25 舟橋 秀和 |

③ 欠席議員は次のとおりである。

- 17 長田 淳

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

- | | | | |
|-----------------|--------|---------|--------|
| 市長 | 山下 史守朗 | 副市長 | 伊木 利彦 |
| 副市長 | 平岡 健一 | 教育長 | 中川 宣芳 |
| 市長公室長 | 笹原 浩史 | 総務部長 | 松浦 智明 |
| 地域活性化営業部長 | 石川 徹 | 市民生活部長 | 入江 慎介 |
| 健康生きがい支え合い推進部長 | 江口 幸全 | 福祉部長 | 伊藤 俊幸 |
| こども未来部長 | 川尻 卓哉 | 建設部長 | 前田 多賀彦 |
| 都市政策部長 | 鵜飼 達市 | 上下水道部長 | 水野 隆 |
| 市民病院事務局長 | 長尾 正人 | 教育部長 | 伊藤 京子 |
| 監査委員事務局長 | 伊藤 裕介 | 消防長 | 高橋 博之 |
| 市長公室次長 | 駒瀬 勝利 | 総務部次長 | 舟橋 知生 |
| 地域活性化営業部次長 | 三品 克二 | 市民生活部次長 | 小川 正夫 |
| 健康生きがい支え合い推進部次長 | 落合 健一 | 福祉部次長 | 小川 真治 |

こども未来部次長	伊藤 加代子	建設部次長	竹内 隆正
都市政策部次長	堀場 武	上下水道部次長	笹尾 拓也
市民病院事務局次長	竹田 孝一	会計管理者	林 浩之
副消防長	小口 高広		

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	高木 大作	議事課長	河村 昌二
書記	舟橋 紀浩	書記	尾崎 拓実

⑥ 会議事件は次のとおりである。

諸般の報告

1 提出議案等の報告

議案審議

議案第2号 小牧市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 小牧市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 小牧市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 小牧市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 小牧市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第15号 小牧市病院事業の設置等に関する条例及び小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 小牧市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 小牧市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について
- 議案第19号 小牧市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 市民会館ホール舞台照明設備更新工事請負契約の締結について
- 議案第21号 小牧市道路線の廃止について
- 議案第22号 小牧市道路線の認定について
- 議案第23号 令和5年度小牧市一般会計補正予算(第13号)
- 議案第24号 令和5年度小牧市土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 議案第25号 令和5年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第26号 令和5年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第27号 令和5年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第28号 令和5年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第29号 令和5年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第30号 令和5年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第31号 令和5年度小牧後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第32号 令和5年度小牧市病院事業会計補正予算(第4号)
- 議案第33号 令和5年度小牧市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第34号 令和6年度小牧市一般会計予算
- 議案第35号 令和6年度小牧市土地取得特別会計予算
- 議案第36号 令和6年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第37号 令和6年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第38号 令和6年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第39号 令和6年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計予

算

- 議案第40号 令和6年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計
予算
- 議案第41号 令和6年度小牧市介護保険事業特別会計予算
- 議案第42号 令和6年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第43号 令和6年度小牧市病院事業会計予算
- 議案第44号 令和6年度小牧市水道事業会計予算
- 議案第45号 令和6年度小牧市下水道事業会計予算
- 議案第47号 小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 小牧市教育委員会教育長の任命について

(午前9時30分 開会式)

○議会事務局長（高木大作）

ただいまの出席議員は24名でございます。

○議長（舟橋秀和）

皆さんおはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「諸般の報告」について、本日新たに議会に提出されました議案については配付いたしました1件であります。

これをもって提出議案の報告に代えます。

日程第2、「議案審議」に入ります。

議案第2号から議案第45号まで、及び議案第47号の議案45件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、去る3月12日の本会議において、それぞれ所管常任委員会に付託され、その後所管常任委員会において審査がなされ、各委員長より審査結果が議長のもとまで報告されております。各委員会における議案の審査結果の報告を求めます。

総務委員長 小沢国大議員。

(小沢国大委員長 登壇) (拍手)

○総務委員長（小沢国大）

議長の御指名を受けましたので、総務委員会を代表して当委員会に付託されました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

去る3月13日午前10時より、委員会室におきまして、当日欠席の舟橋秀和委員を除く委員全員と関係説明員の出席により慎重に審査の結果、議案第2号から議案第4号の議案3件について、議案第2号については、今回の条例改正の趣旨について質疑があり、これに対して特別職の退職手当の適正額について検討する中で、どの程度が適正であるか第三者の意見をいただきながら判断することも一つの手段と考え、特別職報酬等審議会にその審議をお願いしようとするものである。現行の条例では、特別職報酬等審議会は議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を審議することとなっており、退職手当は審議の対象となっていないため、退職手当についても審議することができるよう改正するものであるとの答弁があり、その他質疑がありました。

議案第3号については、同様に今回の条例改正の理由について質疑があり、これに対して、現在の災害業務に従事した場合の危険手当の規定は「非常配備による」という前提があるため、市外で発生した災害に対して職員を派遣し、その職員が災害業務に従事した場合は、災害業務に係る危険手当の対象とはならないが、「消火活動、救急業務に従事した場合は危険手当の対象となることから、災害派遣で消火活動あるいは救急業務を行った職員には消火活動や救急業務に係る危険手当が支給されている。現行の条例では、同じ災害派遣に対する業務であっても、危険手当の対象となるもの、ならないものがあることから、その取扱いを同じものとするために、能登半島地震が発生した令和6年1月1日以後の災害業務に従事した場合に1日1,000円以内の危険手当を支給しようとするものであるとの答弁があり、その他質疑がありました。

議案第4号については、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることとなった経緯について質疑があり、これに対して会計年度任用職員制度の創設時から期末手当支給は可能であったものの、勤勉手当については当時国の非常勤職員の勤勉手当の支給が広がっていないことや、自治体における会計年度任用職員の期末手当の定着状況などを踏まえた上での検討課題となっていた。その後、国の非常勤職員においては、令和3年までの間に勤勉手当が支給されていることや、自治体における会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするため、地方自治法が改正され、令和6年4月1日から施行されることとなったものであるとの答弁があり、その他質疑があり、議案第2号については、討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号及び議案第4号については、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号については、条例改正により、条例・規則等の公布又は公表の方法を見直すこととなった経緯について質疑があり、これに対して、国において令和5年12月に官報の発行に関する法律が制定され、これまで紙の印刷物として官報を発行することにより法令の公布等を行ってきたものを、ウェブサイトに掲載することを中心とすることとされ、紙面からウェブサイトを用いた方法に切り替えていくこととされた。小牧市では、条例規則等を公布または公表した際には、周知方法としてホームページにも掲載しているが、国の法律制定に合わせ、この条例において条例規則等の公布または公表の方法を、これまでは市役所前及び味岡・篠岡・北里の各支所前の掲示場への掲示としていたものを、市のウェブサイトへの掲載を追加し、市役所前掲示場の1か所は引き続き紙面での掲示を残すものの、掲示に係る事務の効率化が望まれることから、各支所前の掲示場には掲示しないこととするものである。

また、規則の公布に係る事務手続の効率化を図る観点から、市長の署名についても記名とするものである、との答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号については、今回の手数料の改正において危険物貯蔵所の設置許可があるが、このことについて今回の改正に至った経緯について質疑があり、これに対して、今回手数料改正の対象となる浮き屋根式屋外タンク貯蔵所は、令和2年3月に発出された総務省消防庁の通知によって安全対策が強化され、タンク所有者はタンクの開放点検時に浮き屋根に係る加圧漏れ試験、超音波板厚測定等の詳細点検を実施するようになった。これにより、浮き屋根の不具合が多く見つかるようになり、消防法第11条第1項に基づく市町村長等による許可において、市町村長等が確認すべき事項が増えたことで審査時間が増加しており、また平成30年の手数料見直し以降の職員単価、物価及び消費税率の上昇についても積算に反映されていなかったため、これらについて新たに手数料の積算に加え、手数料額に反映させる必要が生じたものであるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号については、今回の市税条例の改正内容について質疑があり、これに対して本年1月に発生した能登半島地震による災害では、広範囲において生活の基盤となる家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ発災日が1月1日と令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、令和6年度個人住民税について、今回の災害による損失に係る特別な措置を講ずると、本年2月2日に閣議決定され、2月21日に改正法が公布されたところである。個人住民税に係る特別措置の内容については、能登半島地震は令和6年1月1日に発生した地

震災害であり、地震により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、本来であれば令和6年中の所得における損失として、令和7年度個人住民税で雑損控除の適用となるところ、納税義務者の選択により1年前倒しして令和6年度個人住民税で適用することを可能とするものであるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。
(拍手)

○議長（舟橋秀和）

次に、福祉厚生委員長 鈴木裕士議員。

(鈴木裕士委員長 登壇) (拍手)

○福祉厚生委員長（鈴木裕士）

議長の御指名を受けましたので、福祉厚生委員会を代表して、当委員会に付託されました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

去る、3月14日午前10時より委員会室におきまして、委員全員と関係説明員の出席により慎重に審査の結果、議案第7号については、新設された多目的コートの使用料の設定根拠について質疑があり、これに対して、隣接するさかき運動場のテニスコートの施設使用料は2時間以内につき440円、野球場は2時間30分以内につき770円であり、これら本市のほかのスポーツ施設及び他市のフットサルコートの使用料などを勘案して、2時間以内につき600円、夜間照明使用料はテニスコートと同様の30分につき190円としたとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号及び議案第9号の議案2件について、議案第8号については、今回、条例改正に至った経緯と理由について質疑があり、これに対して困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、売春防止法の改正や婦人補導院法が廃止され、婦人補導院が廃止される。これにより、条例の支給停止に関する規定のうち、受給権者が婦人補導院に収容されている場合に係る規定を削るものである。

なお、婦人補導院という施設は、売春防止法に基づく補導処分がなされた満20歳以上の女子を収容し、社会生活に適応させるために必要な生活指導等を行う施設として設置されていたものであるとの答弁がありました。

また、議案第9号については、同様に今回、条例改正に至った経緯と理由について質疑があり、これに対して、現行の条例では施設名称を心身障害児通園施設 あさひ学園、利用できる者を心身に障害を有する者などとしている。児童の健やかな育成に

は、障がいの疑いのある早い段階からの支援が必要であり、あさひ学園においても、早期療育の観点から利用者の低年齢化が進んでおり、正式な診断前の利用希望者が増加している。しかし、中には障がいが疑われるもののあさひ学園に通うことは、自分の子どもには障がいがあると感じ、将来、あさひ学園に通ったことがデメリットになるのではないかとの相談等も多く、入園をためられる方も見えることから見直しを行うものであるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 10 号及び議案第 11 号の議案 2 件について、議案第 10 号については、具体的な要介護認定者数の増加見込みと介護報酬改定率について質疑があり、これに対して、要介護認定者数については、令和 3 年度から令和 5 年度の平均が 5,450 人、令和 6 年度から令和 8 年度の平均は推計で 6,024 人となり、令和 3 年度から令和 5 年度の平均に対して 10.5%の増加となる見込みである。介護報酬改定率については、国から示された令和 6 年度の改定率がプラス 1.59 パーセントであり、そのうち介護職員の処遇改善分などは令和 6 年 6 月施行のため、実質の給付費の改定率は 1.54 パーセントとプラスで見込んでいるとの答弁があり、その他質疑がありました。

また、議案第 11 号については、国が基準等を改正するに至った理由について質疑があり、これに対して介護報酬の改定は 3 年ごとに実施されており、国の財政や介護サービスの事情、各種団体の要望を踏まえ、国の社会保障審議会において議論を重ね実施されるものである。令和 6 年度介護報酬改定によって国の基準が改正されたため、市の条例についても改正するものであるとの答弁があり、その他質疑があり、それぞれ討論の後、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 12 号については、保険税を引き上げる改正であるが、本市の保険税が他市との比較ではどのような状況にあるかとの質疑があり、これに対して令和 4 年度の決算額での 1 世帯当たりの平均保険税額について、本市は 14 万 6,000 円余であり、県内 54 市町村中 7 番目に安い税額となっている。県平均は、16 万 3,000 円余であり、本市の税額より 1 万 7,000 円余高くなっているとの答弁があり、その他質疑があり、討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 13 号については、スポーツ広場のトレーニングジムを廃止するに至った経緯について質疑があり、これに対して、トレーニングジムは、平成 7 年のまなび創造館の開館時より公共のスポーツ施設として運営してきたが、市内には近年様々な運営形態のスポーツ施設が増えている。

また、まなび創造館のトレーニングジムの利用者数は、新型コロナウイルスの感染

防止対策による施設閉鎖を行った令和2年、3年度に比べると徐々に回復はしているものの、令和元年度に比べると約4割減となっている。利用者の半数以上が60歳以上ということもあり、今後のトレーニングジムの在り方について検討し、民間でできることと公共施設として行政がやるべき事業について整理した結果、トレーニングジムを廃止することとしたとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号については、今回、条例改正する理由について質疑があり、これに対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（基準府令）が改正され、令和5年12月26日に公布されたことによる改正である。基準府令の改正の概要は、各府省がアナログ規制の見直しを進めている中で、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるようにするなど見直しを行うものである。改正の具体的な内容は、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、従来の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供さなければならないとした。

また、磁気ディスク及びCD-ROM等の使用による記録の交付を定めた規定については、特定の記録媒体の規定がオンライン化の支障となっていることから、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め文言の適正化を図った。

これら基準府令の改正に伴い、条例で引用している規定に改正があり、当該箇所を改め、市内特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に実施していくこととなるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号については、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号については、市民会館ホール舞台照明設備更新工事のスケジュールについて質疑があり、これに対して、工期は令和6年4月5日から令和6年10月31日までの、おおむね7か月間を予定している。作業等のスケジュールについては、打合せ、部品等の製作でおよそ5か月、現場施工で2か月程度と見込んでおり、現在実施している大規模改修工事の施工業者とも調整しながら進めていく予定であるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉厚生委員会に付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。（拍手）

○議長（舟橋秀和）

次に、文教建設委員長 小川真由美議員。

(小川真由美委員長 登壇) (拍手)

○文教建設委員長 (小川真由美)

議長の御指名を受けましたので、文教建設委員会を代表して当委員会に付託されました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

去る3月18日、午前10時より委員会室におきまして、委員全員と関係説明員の出席により慎重に審査の結果、議案第16号及び議案第17号の議案2件について、議案第16号については、条例改正の内容と理由について質疑があり、これに対して、今回改正する内容は2点あり、1点目として新婚世帯の結婚後の経済的な不安に対する支援をするため、入居者の資格のうち、特に居住の安定を図る必要がある世帯に新婚世帯を追加すること、2点目として、国の保証人の削除要請の趣旨等を踏まえ、入居の手続において、賃貸借契約に必要であった連帯保証人の署名を要しないこととすることであるとの答弁があり、その他質疑がありました。

議案第17号については質疑はありませんでした。採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり、可決すべきものと決しました。

議案第18号については、小松寺土地区画整理事業は、平成30年度に換地処分をしているが、今条例を廃止する理由について質疑があり、これに対して、今回施行条例を廃止するのは、地権者から分割徴収の希望があったことから、換地処分を行った平成30年度から5年経過する令和5年度まで事業期間を延伸し、条例第25条の規定による清算金の分割徴収の事務を行ってきたためであるとの答弁があり、その他質疑があり、採決の結果、全員一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号については、採決の結果、全員一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号及び議案第22号の議案2件については、廃止調書の1番路線について、東海農政局の橋りょう架け替え工事に伴い、廃止及び認定する内容について質疑があり、これに対して、現在、東海農政局により新木津用水路の河川改修工事が進められており、既存の橋りょうの架け替えが必要となる。町屋橋について、新たに架け替える箇所の変更により、市道岩崎観音堂4号線の起終点が変更となるため、当該路線を一旦廃止し新たに認定するものであるとの答弁があり、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教建設委員会に付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。(拍手)

○議長 (舟橋秀和)

次に、予算決算委員長 小島倫明議員。

(小島倫明委員長 登壇) (拍手)

○予算決算委員長 (小島倫明)

議長の御指名を受けましたので、予算決算委員会を代表して、当委員会に付託されました議案の審査経過及び結果を報告させていただきます。

去る3月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第23号「令和5年度小牧市一般会計補正予算(第13号)」を含む11件の補正予算案と、議案第34号「令和6年度小牧市一般会計予算」を含む12件の当初予算案であります。付託同日、当委員会を開き、各分科会を設置し、各分科会に付託議案を割り振りして審査することとし、13日、14日、18日、及び19日に総務、福祉厚生、文教建設の各分科会を開いて審査を行い、21日の午前10時より委員会室において、当日欠席の長田淳議員を除く委員全員と関係説明員の出席により、各分科会長の審査報告を受けました。その後、慎重に審査した結果、議案第23号から議案第33号までの議案11件については、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号については、反対、賛成、それぞれの立場からの討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号については、採決の結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号については、反対、賛成、それぞれの立場からの討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号から議案第40号までの議案4件については、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号及び議案第42号の議案2件については、反対、賛成、それぞれの立場からの討論の後、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号から議案第45号までの議案3件については、採決の結果、いずれも全員一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算決算委員会に付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。(拍手)

○議長 (舟橋秀和)

各委員長の報告は終わりました。委員長の報告に対する質疑に入ります。発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声)

○16番(石田知早人)

質疑の発言もないようであります。質疑を終結されたい動議を提出いたします。

(「賛成」の声)

○議長(舟橋秀和)

ただいま石田知早人議員より動議が出され、動議は成立いたしました。動議のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言通告による発言を許します。

山田美代子議員。

(山田美代子議員 登壇) (拍手)

○10番(山田美代子)

議長のお許しをいただきましたので、私は日本共産党小牧市議団を代表して、議案第2号「小牧市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第11号「小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第12号「小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第34号「令和6年度小牧市一般会計予算」、議案第36号「令和6年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第41号「令和6年度小牧市介護保険事業特別会計予算」、議案第42号「令和6年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算について」、反対の立場から討論させていただきます。

議案第2号について、この条例は、市長、副市長及び教育長の退職手当の額について小牧市特別職報酬等審議会の意見を聞くこととするとの説明です。現在、市長、副市長、教育長の退職手当は、小牧市長等退職手当の特例に関する条例で2分の1となっています。それは平成23年の市長選挙公約で、市長の対処手当は高すぎるとして、山下市長を自ら2分の1にする条例を提案され、議決されたという経緯があります。なぜ今、報酬審議会に意見を聞くことが必要なのでしょう。山下市長は条例どおり公約を守ればよいと思います。

議案第10号について、今回の条例改正は3年に1度の見直しで保険料率を引き上げる改正です。今回の改正は、基準額で13.9%の値上げです。現行年間5万1,708円

が5万8,872円になります。基金の94%、約8億円を取り崩して保険料を抑え、所得段階も11から15段階としたということですが、私ども日本共産党小牧市議団は、介護保険制度ができた当初から、介護サービスを使えば使うほど保険料に跳ね返ってくる制度自体に問題があると指摘してきました。保険制度ができて24年になり、保険料は約倍化しています。私はこれ以上、被保険者への負担を増やさない、安心して介護サービスが受けられる制度にするためには、国の負担を増やすべきだと思います。

議案第41号も同様の理由です。

議案第11号について、この条例は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、市の条例も見直すものです。今回の改正の中でも、特にケアマネージャーの担当人数の拡大は問題が大きいと思います。これまでは1人担当人数は35人となっていたのですが、今回の改正で44人となります。これまでも仕事の負担が問題になっていましたが、さらに負担が増えることとなります。その他の改正内容を見ても、サービスの充実ではなく低下を招きかねないと思います。この改正には賛成できません。

議案第12号について、この条例は課税額の見直しをする条例です。平成30年度から県単位の広域化となり、保険税は年々上がり続けています。今回の引上げは、平均で1世帯当たり6.7%、1万60円、最大で8%、6万8,800円の引上げです。この先、国のいう赤字補填目的の法定外繰入をゼロにすれば、平成29年度と比べると1人平均1.5倍、1世帯当たり平均1.38倍の保険税になります。小牧市はこれまでも、保険税を抑えるために多額の繰入れをしてきました。私は法定外繰入の解消ではなく、存続・拡充こそ必要であり、国の解消圧力は地方自治に反すると思います。国は国庫負担を増やすべきであり、自治体は独自の減免を充実させることを求めます。議案第36号も同様の理由です。

議案第42号についても保険料の引き上げ予算であり、賛成できません。

議案第34号について、予算編成方針では歳入において減収と見込み、歳出の伸びに対応して財源の確保が厳しくなっているということですが、小牧市は市債を上回る基金があります。私は長引く物価高騰、上がらない賃金、年金生活で負担が増えている市民の生活を守るために、自治体は役割を果たすべきだと思います。まず、都市計画税の引下げについてです。私は都市計画事業が減っていれば、都市計画税は減らすべきだと思います。なぜかといえば、都市計画税はまさに目的税だからです。都市計画事業は、平成18年度のピーク時から4分の1になっており、都市計画税の充当率は40.5%です。令和6年度の都市計画事業費は予算ベースで約22億円、都市計画

税の充当率は 90.8%です。一般会計の財源投入は 16 分の 1、約 2 億円になるということです。これは都市計画税を 0.25%取り続けていることによって、一般財源投入が減っているということです。公園、道路、駅前開発などは、市街化区域の住民以外の市民も利用します。私は公平性から見ても、平成 26 年度に 0.05%引き下げたように減税すべきだと思います。

次に、学校給食無償化については、市長から前向きな答弁をいただきました。子育てにかかる費用は社会全体で見るとべきという信念に基づき、いずれ学校給食については、本市においても完全無償化を実現しなくてはならないと、そうした思いは強く持っている。ぜひ、市長の任期中に実現させていただきたい。令和 5 年 4 月から 0 歳児、1 歳児、2 歳児の保育料が無料になりました。県下初ということですが、隠れ待機児童が令和 5 年 12 月時点で 257 人になったと聞いています。保育所の受入れ整備はもちろんですが、保育の質の確保には責任が伴います。特に小規模保育事業所での受け入れが多くなると思います。保育は、命を預かる仕事との市長の認識を基に、保育士が増員できる財政支援を強めるべきです。

高齢者タクシー助成制度については、令和 6 年度の予算が約 2 分の 1 になっています。利用率が 1.9%だったということですが、当初は利用率を 35%見込んだということなら、予算を減らすのではなく、より使ってもらえるような制度に改善すべきです。高齢者にアンケートを取ったりして研究することが必要です。他市でも行っているように、年齢での配布も視野に入れるべきです。

買物支援の充実については高く評価したいと思います。補聴器購入費助成制度が新設されました。一般質問でも取り上げてきました。小牧市の特徴は、助成対象者は高齢者に限定することなく 18 歳以上で身体障害者手帳の交付対象にならない方です。今後は非課税世帯以外の方にも対象を広げるべきです。

障害福祉施策については、障害者タクシー券利用補助は初乗り基本料金の補助だけでなく拡充を求めます。移動支援においては、通所・通学も認めること。事業所においては職員が十分配置できるように。生活介護事業所においては重度加算を。グループホーム事業においては夜間加算を、それぞれ市独自に制度化することが必要です。

小牧温水プールについては、解体の設計予算が提案されました。私は温水プールは、市民の健康増進効果が優れていると思います。子どもから高齢者まで幅広く使える温水プールの新設をと願う市民の声は強いです。市民の意見をよく聞いて、今後の計画に反映させてください。

以上、議員の皆様のお賛同を賜りますよう、よろしくご意見申し上げまして日本共産党小牧市議団を代表しての討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長（舟橋秀和）

次に、小島倫明議員。

（小島倫明議員 登壇）（拍手）

○24番（小島倫明）

議長のお許しをいただきましたので、私は牧政会を代表して、議案第2号に対し賛成の立場から討論させていただきます。

この議案は、今後、特別職の退職手当の適正額を検討していくに当たり、第3者の意見を取り入れるようにするものであり、客観性、透明性が高まることが期待できません。特別職の退職手当は平成5年から同じということであります。特別職の給料、議員報酬と同様に、第3者の意見を聞きながら退職手当の額を検討していくこととするのは妥当な考えだと思います。

以上のことから、議案第2号「小牧市特別職報償等審議会の条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成するものであります。議員各位の満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

以上です。（拍手）

○議長（舟橋秀和）

次に、石田知早人議員。

（石田知早人議員 登壇）（拍手）

○16番（石田知早人）

議長のお許しをいただきましたので、私は牧政会を代表して、議案第34号「令和6年度小牧市一般会計予算について」、賛成の立場から討論させていただきます。

令和6年度の一般会計予算につきましては、前年度予算との比較では3.4%増の624億4,000万円であり、予算規模としましては令和2年度の615億円余を超え、過去最大規模となっております。その主な要因は退職手当の増加や、会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始などによる人件費の増加に加え、増え続ける社会保障関連経費や、国の制度改正に伴う経費の増加によるものであります。歳出の伸びに対して、市税収入が伸びない厳しい財政運営をされている中ではありますが、各分野間のバランスに配慮され、これまでの取組を着実に前に進められるよう、市民の安全・安心等の重要施策に関する経費が盛り込まれた予算となっております。それぞれの事務事業は各般にわたっておりますので、主だった事業について申し上げます。

まず、保育料無償化拡充事業につきましては、令和5年度に引き続き、市内保育所に通う0、1、2歳児の保育料の無償化を実施され、給食費負担軽減事業については、

財政が見通せない中では完全無償化ができないと考えますので、引き続き令和6年度も、市立小・中学校に通う第2子の中学生と第3子以降の小・中学生の給食費の無償化を実施される判断は適切であり、子育て世代の経済的負担の軽減を図る、本市独自の少子化対策として重要な取組であると思います。

また、健康増進施設整備運営事業につきましては、子どもからお年寄りまでそれぞれのライフステージに合わせた健康づくりや、フレイル予防の取組の習慣化を目指すもので、今後も市民が健康で明るい生活を送っていくために有用であると考えます。

次に、企業新展開支援プログラム推進事業につきましては、新たに地場産品を製造・加工するための設備導入への補助制度を創設されるとのことで、小牧応援寄附金の返礼品にもつながる効果的な取組であると思います。

また、公園緑地施設整備事業につきましては、宮前公園や太良まめなしの里、北西部地区公園など整備を進められるとのことであり、地域住民の憩いの場を提供する重要な取組であると考えております。

最後に、再資源化事業につきましては、プラスチック製品とプラスチック製容器包装を同じ指定袋に入れて排出できるようにされるとのことであり、市民の利便性向上に加え、プラスチック製品の資源循環の推進によるゼロカーボンシティにつながる有用な取組であると思います。

以上、主だった事業について述べてきましたが、市長が施政方針でも述べておりますように、本市の財政状況は厳しさを増しております。そのような状況において、これまで議論となりました都市計画税の税率の引下げは、都市計画事業への一般財源の充当額が増えることとなり、都市計画事業以外の事業の財源不足につながり、他の行政サービスの低下を招くおそれがあります。

また、都市計画事業を進める上で必要な財源であり、制度上も問題がないことから適正な予算であると考えます。このように厳しい財政状況の中でも、都市ビジョンの実現に向けた取組を後退させることなく、着実に前に進めることができる予算であると判断できますことから、議案第34号「令和6年度小牧市一般会計予算」に賛成するものであります。

議員各位の満場の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋秀和）

次に、谷田貝将典議員。

（谷田貝将典議員 登壇）（拍手）

○12番（谷田貝将典）

議長のお許しをいただきましたので、私は小牧民主市議団を代表いたしまして、議案第10号「小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第11号「小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」、議案第12号「小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、議案第10号について、高齢化の進展に伴い65歳以上の被保険者のうち、特に介護ニーズが高い85歳以上の被保険者が増加することが見込まれており、これに伴って介護認定率は上昇し、介護保険給付費等は増加していくと考えられております。

また、令和6年度の介護報酬改正はプラス1.59%の増となったと聞いておりますが、介護人材の確保の観点から処遇改善を考慮した内容であり、介護報酬の引上げは必要なものと考えております。今後も介護保険制度を持続可能なものとして維持するため、介護保険料の設定を含めた適切な介護保険財政の運営が必要であると考えております。介護保険料については、3年ごとに見直しを行っているということであり、今回の条例改正に伴う本市の第1号被保険者の基準介護保険料は5万8,872円と設定され、第8期の5万1,708円に比べて年額7,164円の引上げとなっておりますが、介護保険事業基金見込み額の約94%を取り崩し、保険料を抑えたとのことであります。

また、所得段階についても高所得者の所得段階を細分化し、負担割合を引き上げる一方で、低所得者の負担割合を引き下げ、低所得者の負担の抑制に配慮された適切な保険料率の設定であります。

以上のことから、本議案の第10号「小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成の立場から申し上げます。

続きまして、議案第11号について、今回の改正は効率的な人材活用及び事業所運営を推進する内容だけではなく、介護サービス事業所の職員による身体的拘束等についての適用範囲を、訪問系サービス、通所系サービスにも拡大するほか、利用者の安全や介護サービスの質の確保などに資するための委員会の定期的な開催の義務づけ、あるいは利用者の病状の急変等に備えるための協力医療機関との連携体制をより実効性のあるものとするための見直しなど、サービス利用者の安全に配慮した内容となっていると考えます。今後、85歳以上の人口が急増し、介護ニーズが高い高齢者が増加する一方で、15歳から64歳の生産年齢人口が急減することが見込まれており、全国的に介護職員が不足する中で利用者の安全に配慮しつつ、人材を最大限に活用し、効率的な事業所運営を行うことは必要なことであると考えます。

以上のことから、本議案第11号「小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」、賛

成の立場から申し上げます。

続きまして、議案第12号について、高齢化の進行や医療の高度化によって医療費は増加を続けておりますが、平成30年度からは国民健康保険の安定的な財政運営を目指し、県が財政運営の責任主体となる仕組みを構築して6年が経過したところです。小牧市では収納率向上対策などにより、保険税収の確保に努められるとともに、生活習慣病の重症化予防の取組や、ジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費の適正化に取り組んでおります。その上、県に支払う保険事業費給付金の増加に対応するための条例改正であり、持続可能な国民健康保険制度を運営する上で必要なものであると考えますので、議案第12号「小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についても」賛成するものであります。

以上です。(拍手)

○議長(舟橋秀和)

次に、星熊伸作議員。

(星熊伸作議員 登壇) (拍手)

○18番(星熊伸作)

議長のお許しをいただきましたので、私は公明党小牧市議団を代表し、今定例会に提出されました、議案第36号「令和6年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算」並びに議案第41号「令和6年度小牧市介護保険事業特別会計予算」並びに議案第42号「令和6年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算」について、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として、誰もが公平に医療を受けることができる環境を提供し、健康の維持と健康寿命の延伸を支えています。平成30年度からは、国民健康保険の安定的な財政運営を目指し、県が財政運営の責任主体となる仕組みが構築され、より安定した財政運営が図られているものと認識しています。小牧市では、収納率向上対策などにより、保険税収の確保に努められるとともに、対象者に合わせた効果的な健康受診の勧奨や糖尿病の悪化を防ぐ対策など、健康づくりの生活習慣病の重症化を予防するために必要な経費を適切に計上しております。

また、データに基づく医療受診勧奨や、糖尿病性重症化予防対策等保険事業、ジェネリック医薬品の利用促進等医療費の適正化に取り組むなど、健全な財政運営を目指すとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に必要なシステム改修等を進め、被保険者の利便性の向上を図る予算を編成されております。

次に、介護保険制度であります。介護が必要な高齢者が増加しており、介護サービスの利用も増加している状況です。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した

生活ができるよう、医療介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。そのため各種事業を推進していくためには、介護保険料の設定を含めた適切な介護保険財政の運営が必要であり、保険料の引上げはやむを得ないものと考えます。しかしながら、3年に一度の介護保険料の改定に当たっては、介護保険事業基金の介護保険事業基金見込み額の約94%の8億円を取り崩して保険料の上昇を抑制し、併せて支払い能力に応じた負担の観点から所得段階等の見直しを行っております。質が高く安定した介護保険事業運営のため、財源の確保に努めた適正な予算であると考えます。

次に、後期高齢者医療制度であります。平成20年度に創設され原則75歳以上の方が加入する医療保険制度で、急速な高齢化に対応しつつ、高齢期における適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療費を国民全体で公平に負担し合う考えの下運営され、現在は定着が図られております。この制度は高齢化が進み、医療費が増えていく中で、国民皆保険制度を持続可能なものにするために必要な制度と認識しております。

以上の理由から、議案第36号「令和6年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算」、並びに議案第41号「令和6年度小牧市介護保険事業特別会計予算」並びに議案第42号「令和6年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算」について、賛成の立場から討論するものであります。

議員各位の御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私の討論を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋秀和）

発言通告による討論は終わりました。ほかにありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、議案第2号「小牧市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号から議案第9号までの議案7件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「小牧市職員の特種勤務手当に関する

条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「小牧市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第5号「小牧市公告式条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第6号「小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第7号「小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第8号「小牧市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「小牧市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第10号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第10号「小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第11号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第11号「小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第12号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第12号「小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号から議案第19号までの議案7件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第13号「小牧多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第14号「小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第15号「小牧市病院事業の設置等に関する条例及び小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第16号「小牧市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」、

議案第17号「小牧市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第18号「尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について」、議案第19号「小牧市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第20号から議案第22号までの議案3件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第20号「市民会館ホール舞台照明設備更新工事請負契約の締結について」、議案第21号「小牧市道路線の廃止について」、議案第22号「小牧市道路線の認定について」は、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第23号から議案第33号までの議案11件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第23号「令和5年度小牧市一般会計補正予算(第13号)」、議案第24号「令和5年度小牧市土地取得特別会計補正予算(第1号)」、議案第25号「令和5年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第26号「令和5年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)」、議案第27号「令和5年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第28号「令和5年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)」、議案第29号「令和5年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)」、議案第30号「令和5年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」、議案第31号「令和5年度小牧後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」、議案第32号「令和5年度小牧市病院事業会計補正予算(第4号)」、議案第33号「令和5年度小牧市下水道事業会計補正予算(第3号)」については、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第34号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第34号「令和6年度小牧市一般会計予算」については原案のとおり可決されました。

議案第35号については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第35号「令和6年度小牧市土地取得特特別会計予算」については原案のとおり可決されました。

議案第36号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第36号「令和6年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第37号から議案第40号までの議案4件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第37号「令和6年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計予算」、議案第38号「令和6年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計予算」、議案第39号「令和6年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計予算」、議案第40号「令和6年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計予算」については、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第41号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第41号「令和6年度小牧市介護保険事業特別会計予算」については原案のとおり可決されました。

議案第42号については、これを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第42号「令和6年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算」については原案のとおり可決されました。

議案第43号から議案第45号までの議案3件については、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第43号「令和6年度小牧市病院事業会計予算」、議案第44号「令和6年度小牧市水道事業会計予算」、議案第45号「令和6年度小牧市下水道事業会計予算」については、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第47号については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第47号「小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山下市長。

(山下史守朗市長 登壇)

○市長（山下史守朗）

ただいま上程をされました議案第48号につきまして、御説明を申し上げます。

議案書第3号の1ページをお願いいたします。

議案第48号「小牧市教育委員会教育長の任命について」であります。

この議案は、教育長中川宣芳氏の任期が令和6年3月31日に満了することに伴いまして、後任者として中川宣芳氏を再度任命しようとするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

なお、参考といたしまして2ページに経歴書を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、議案第48号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。ただ今のところ、発言通告はありません。発言はありませんか。

(「なし」の声)

発言なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○16番（石田知早人）

ただいま上程中の議案については、委員会付託を省略し、直ちに討論に入らいたい動議を提出いたします。

(「賛成」の声)

○議長（舟橋秀和）

ただいま石田知早人議員より動議が出され、動議は成立いたしました。動議のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

ただいまのところ発言通告はありません。発言はありませんか。

(「なし」の声)

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第48号については、これを同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第48号「小牧市教育委員会教育長の任命について」は同意されました。

ただいま、同意されました中川教育長から挨拶があります。

(中川宣芳教育長 登壇) (拍手)

○教育長 (中川宣芳)

ただいま、小牧市教育委員会教育長の任命に関する議案に御同意をいただき、誠にありがとうございました。引き続き教育長の任を務めさせていただくこととなり、改めて気の引き締まる思いであります。

これまでの間、教育大綱並びに教育振興基本計画の具現化に向け、より実効性のある形で具体的な施策が実を結ぶよう、微力ながら誠心誠意努めてまいったところがございます。昨年まで3年余にわたり続いた新型コロナウイルス感染症の影響は、学校、文化、スポーツの環境にも大きな変化をもたらしたことはいうまでもありません。

さらに、全国的に少子高齢化が叫ばれる中、本市におきましても急激な児童・生徒数の減少に伴う学校の再編を含む教育環境の整備は、教育委員会におきましても大きな課題と捉えるところであります。それゆえに、改めて「こども夢・チャレンジNo.1都市ビジョン」の構築に向けた、小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画の下、教育諸施策の推進に誠実に努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、一層の御理解と御支援、御助言を賜りますようお願い申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。

○議長 (舟橋秀和)

以上をもって、本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和6年小牧市議会第1回定例会を閉会いたします。

(午前10時48分 閉会)

(午前10時48分 閉会式)

○議会事務局長 (高木大作)

ただいまから、令和6年小牧市議会第1回定例会の閉会式を行います。

市長挨拶。

(山下史守朗市長 登壇) (拍手)

○市長(山下史守朗)

令和6年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案をさせていただきました、令和6年度の当初予算案をはじめ、諸議案につきましては全て御議決をいただきまして誠にありがとうございます。議員各位から賜りました御意見等につきましては、十分に尊重して今後の市政運営に適切に反映させてまいりたいと思います。

また、本日中川教育長を再任する議案についても御同意をいただきました。中川教育長には、また任期3年間引き続き教育長をお務めいただくこととなります。教育行政につきましても様々な課題があるところではありますが、中川教育長のリーダーシップの下で、また、子どもたちの教育環境や文化スポーツの環境整備が一層進むことを期待をしております。よろしく願いをいたします。

さて、本市では4月からプラスチックごみの出し方が変更になります。これまで燃やすごみや破砕ごみに分別をしておりましたプラスチック製品を、プラスチック製容器包装と区別をすることなく、プラスチック類として緑色の指定袋に入れて排出をすることとするところであり、プラスチック類として一括回収をすることでこれまで燃やしておりましたプラスチック製品を再商品化することができ、このプラスチックの循環に結びつけて、CO₂の削減、循環型社会のより一層の推進に寄与することとなることとさせていただきます。市民の皆様方の分別方法も、より簡便になりますので、ぜひ御協力をお願い申し上げたいと思います。4月からということで周知を今しておりますが、まだまだ御存じない方もおみえかも分かりません。ぜひまたしっかりと周知をしてまいりたいと思います。議員の皆様方からもぜひよろしくお願い申し上げます。

そして春になりました。大変暖かい日もあるところではありますが、桜のつぼみも今かということで開花を待っているような状況だというふうに思います。小牧山のさくらまつりにつきましても、ぼんぼりの設置が終わりましてライトアップの準備が終わりました。開花を待つばかりではありますが、小牧市におきましてはさくらまつりは4月1日からと一応なっておりますが、桜が咲けば即さくらまつりを開始することになっておりますので、恐らく3月中もうすぐ、さくらまつりを始めることになるかというふうに思います。ぜひ満開の桜の下の小牧山にぜひ多くの皆様方にお出かけをいただきたいというふうに思っております。

それでは、結びでありますけれども、そうはいつでもまだまだ寒い日が寒の戻りということで冷え込むところがあるところがございますので、議員各位におかれましては十分に御自愛いただきまして、御健勝の上、一層の御活躍をいただきますようお願いを申し上げます。

また、市民の皆様方の御健勝と御多幸を、併せて祈念を申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議会事務局長（高木大作）

議長挨拶。

（舟橋秀和議長 登壇）

○議長（舟橋秀和）

令和6年小牧市議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和6年度の新年度予算案をはじめ重要な議案に対しまして慎重審議の上、議論し閉会することができますことに、心からお礼を申し上げます。

春は出会い、別れの季節でもあります。去る6日には中学校で、また、19日には小学校で卒業式が執り行われました。長いコロナ禍で制約の多い学校生活を余儀なくされてきた卒業生たちにとっては明るい未来に向けての門出となったことと思います。そして、この春から新しい環境に身を置かれる方もおいでになるかと存じますが、4月からの新生活が実り多いものになるようお祈りしております。

さて、3月も残り1週間ほどになりました。年度末、そして新年度を迎えるに当たり、議員各位、市長をはじめ職員の皆様には御多忙極まる時期かと存じますが、お体には十分気をつけられ、この時期を乗り切ってくださいようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議会事務局長（高木大作）

これをもって、閉会式を終わります。

（午前10時55分 閉 式）

令和6年小牧市議会第1回定例会議事日程（第6日）

令和6年3月22日午前9時30分 開議

第1 諸般の報告

1 提出議案の報告

第2 議案審議

自 議案第 2号

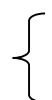
至 議案第45号

議案第47号

議案第48号



委員会審査報告・質疑・討論・採決



上程・提案説明・質疑・委員会付託（省略）・討論・採決

(速報版)

上記の様様を録取し、その相違なきを証するためここに署名します。

令和6年3月22日

小 牧 市 議 会

議 長 舟 橋 秀 和

会議録署名議員 余 語 智

会議録署名議員 小 川 真由美